

令和6年8月定例会

議案参考資料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第36号) 【継続審議】

令和7年度から令和10年度使用久喜市立小学校教科用図書研究調査結果報告等資料(学校からの研究報告結果・選定委員会集計結果)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(議案第43号)

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(議案第44号)

久喜市公共施設個別施設計画(学校施設編)の改訂に伴う新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

(議案第45号)

久喜市いじめの防止等のための基本的な方針の改訂に伴う新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

学校からの研究報告結果・選定委員会集計結果（中学校）

※「選定委員会」の欄には、5人の選定委員から5点満点で採点した合計得点を記入。

※「学校結果」の欄には、学校が5点満点で採点し、選定委員会と持ち点を合わせた結果を記入。

※特別支援に係る教科については、学校による調査研究はなし。専門部会の調査結果をもとに5名がふさわしいと思う場合に○と記入。

	発行者略称番号	発行者略称略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称略称	学校結果	選定委員会
国語 (国語)	2	東書	18	18	17	教出	18	18
	15	三省堂	18	20	38	光村	27	25

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
国語 (書写)	2	東書	18	23	17	教出	21	17
	15	三省堂	17	17	38	光村	24	23

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
社会 (地理的分野)	2	東書	26	25	46	帝国	22	21
	17	教出	16	18	116	日文	18	18

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
社会 (歴史的分野)	2	東書	27	25	225	自由社	13	16
	17	教出	17	19	227	育鵬社	14	15
	46	帝国	21	18	229	学び舎	12	13
	81	山川	16	16	236	令和	13	12
	116	日文	20	19				

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
社会 (公民的分野)	2	東書	26	25	116	日文	19	18
	17	教出	18	18	225	自由社	13	15
	46	帝国	20	20	227	育鵬社	15	16

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
社会(地図)	2	東書	21	20	46	帝国	24	25

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
数 学	2	東書	22	24	61	啓林館	19	19
	4	大日本	16	18	104	数研	18	16
	11	学図	21	19	116	日文	17	16
	17	教出	18	18				

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
理 科	2	東書	21	20	17	教出	16	16
	4	大日本	18	16	61	啓林館	23	23
	11	学図	17	20				

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
音楽（一般）	17	教出	22	20	27	教芸	23	25

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
音楽（器楽）	17	教出	22	20	27	教芸	23	25

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
美 術	9	開隆堂	21	24	116	日文	20	19
	38	光村	23	22				

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
保健・体育	2	東書	20	19	50	大修館	22	21
	4	大日本図書	19	18	224	学研	22	25

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
技術・家庭 (技術分野)	2	東書	20	20	9	開隆堂	24	25
	6	教図	19	18				

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
技術・家庭 (家庭分野)	2	東書	23	22	9	開隆堂	21	25
	6	教図	21	18				

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
外国語 (英語)	2	東書	21	21	17	教出	18	16
	9	開隆堂	23	25	38	光村	18	17
	15	三省堂	19	19	61	啓林館	16	16

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
特別の教科 道 徳	2	東書	18	17	224	学研	19	17
	17	教出	18	17	232	あか図	18	18
	38	光村	17	16	233	日科	13	15
	116	日文	22	25				

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
こくご・国語 (特別支援)	2	東書	—	○

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
さんすう・数学 (特別支援)	17	教出	—	○

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
せいかつ (特別支援)	2	東書	—	○

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
おんがく・音楽 (特別支援)	2	東書	—	○

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
社会 (特別支援)	2	東書	—	○

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
理科 (特別支援)	2	東書	—	○

	発行者略称番号	発行者略称	学校結果	選定委員会
職業・家庭 (特別支援)	2	東書	—	○

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する告示（案）	現行告示（旧）
<p>(補助限度額) 第4条 補助対象となる副食費の補助限度額は、認定対象者に係る施設等利用給付認定子ども1人当たり月額<u>4,800円</u>とする。</p>	<p>(補助限度額) 第4条 補助対象となる副食費の補助限度額は、認定対象者に係る施設等利用給付認定子ども1人当たり月額<u>4,700円</u>とする。</p>

様式第2号（第7条関係）

副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付対象認定通知書

久 第 年 月 日
号

様

久喜市長

印

副食費の施設による徴収に係る補足給付費の交付対象として、下記のとおり認定しましたので、通知します。

記

認定対象者	
認定子ども	
幼稚園名	
認定開始月	年 月
交付上限額	1月あたり 〇〇〇円
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・認定要件を満たさなくなったり、虚偽その他不正な手段により交付を受けたときは、認定を取り消します。 ・補助金の交付を受けた後に取消事由が判明したときは、交付した補助金相当額の全額又は一部を返還していただきます。

様式第2号（第7条関係）

副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付対象認定通知書

久 第 年 月 日
号

様

久喜市長

印

副食費の施設による徴収に係る補足給付費の交付対象として、下記のとおり認定しましたので、通知します。

記

認定対象者	
認定子ども	
幼稚園名	
認定開始月	年 月
交付上限額	1月あたり 4,700円
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・認定要件を満たさなくなったり、虚偽その他不正な手段により交付を受けたときは、認定を取り消します。 ・補助金の交付を受けた後に取消事由が判明したときは、交付した補助金相当額の全額又は一部を返還していただきます。

様式第6号 (第11条関係)

副食費の施設に係る補助給付費交付申請書兼請求書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者住所 (認定対象者) 氏名 電話番号

久喜市教育委員会実費徴収に係る補助給付費交付要綱第11条の規定により、副食費の施設に係る補助給付費の交付を受けたく次のおり申請(請求)します。

認定対象者	
認定子ども	※対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。
幼稚園名	

交付請求額	金 円 (年 月 分 ~ 年 月 分)	補助請求額
対象月	実費徴収額	
	給食費	うち副食材料費 円 のうち少ない額
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合 計		円

※添付書類 幼稚園が発行した領収書

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 本店・支店 信用組合・農協 出張所
預金種別	1. 普通 2. 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

※認定対象者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

様式第6号 (第11条関係)

副食費の施設に係る補助給付費交付申請書兼請求書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者住所 (認定対象者) 氏名 電話番号

久喜市教育委員会実費徴収に係る補助給付費交付要綱第11条の規定により、副食費の施設に係る補助給付費の交付を受けたく次のおり申請(請求)します。

認定対象者	
認定子ども	※対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。
幼稚園名	

交付請求額	金 円 (年 月 分 ~ 年 月 分)	補助請求額
対象月	実費徴収額	
	給食費	うち副食材料費 円 のうち少ない額
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合 計		円

※添付書類 幼稚園が発行した領収書

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 本店・支店 信用組合・農協 出張所
預金種別	1. 普通 2. 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

※認定対象者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

久喜市公共施設個別施設計画(学校施設編)の改訂に伴う新旧対照表(本文)

該当ページ	新	旧
P7	<p>上位・関連計画である「久喜市総合振興計画」、「久喜市教育振興基本計画」、「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」、「久喜市公共施設等総合管理計画」に掲げています、学校教育施設についての方針等を踏まえ、本計画では、学校施設の目指すべき姿を次のとおり定めます。</p> <p>(削除)</p>	<p>2-1 上位・関連計画</p> <p>「久喜市総合振興計画」、「第2期久喜市教育振興基本計画」、「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」、「久喜市公共施設等総合管理計画」において、学校教育施設について次のような方針等を掲げています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>久喜市総合振興計画 平成30(2018)年3月 基本構想：平成25(2013)年度～令和4(2022)年度 後期基本計画：平成30(2018)年度～令和4(2022)年度</p> </div> <p>【大綱4】 「心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち」</p> <p>4-2 学校教育の充実 【施策の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学ぶ意欲と確かな学力を育む教育の充実 (2) 豊かな人間性を育む教育の充実 (3) 体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実 (4) 学校における人権教育の充実 (5) 自立する力を育む教育の充実 (6) 安全教育の充実 (7) 教職員の資質・能力の向上 (8) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進 (9) 安全の確保 (10) 学校の適正規模・適正配置の推進 (11) 学校施設・設備の整備・充実 (12) 学校給食の充実 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第2期久喜市教育振興基本計画 平成30(2018)年3月 平成30(2018)年度～令和4(2022)年度</p> </div> <p>【基本理念】 「未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり」</p> <p>【基本方針】 「総合的な人間力」をもった次代を担う子どもたちの育成 「絆を深め、地域社会と連携した教育の推進」 「郷土を愛し、生きがいもてる生涯学習社会の実現」</p> <p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実 (2) 「総合的な人間力」を育成する学校教育の充実 (3) 信頼される学校づくりの推進 (4) 人権を尊重した教育の推進 (5) 豊かな生き方を築く生涯学習の推進 (6) 歴史・文化の継承と活用 (7) 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実

久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針

平成 29 (2017) 年 1 月

【適正規模・適正配置の基本的な考え方】

- (1) 多様な人間関係を育むための学習集団を構成できる規模であること。
- (2) クラブ活動や部活動等において多様な選択ができる規模であること。
- (3) 一定の教員数の確保が可能な規模であること。
- (4) 学校の配置に当たっては、児童生徒の通学距離を考慮すること。

【適正規模・適正配置の基準】

<適正規模の基準>

- ・小学校の望ましい規模：12 学級から 18 学級
- ・中学校の望ましい規模：9 学級から 18 学級

<適正配置の基準>

- ・小学校の通学距離 概ね片道 3 k m 以内
- ・中学校の通学距離 概ね片道 5 k m 以内

※ただし、学校統廃合等により基準とする通学距離を超える場合は、スクールバス等の通学手段を検討する。

【適正規模・適正配置の推進の方策】

- (1) 通学区域の見直し
- (2) 学校の統廃合
- (3) 義務教育学校

※学校統廃合を検討する際は、小中一貫教育を推進することも考慮し、保護者や地域の要望なども踏まえながら、施設一体型の小中一貫教育学校として、義務教育学校を新設することも検討します。

久喜市公共施設等総合管理計画

平成 28 (2016) 年 3 月

【アセットマネジメントの基本的な考え方】

- ・公共施設のあり方や必要性について、人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況、市民の利用状況・ニーズ等の面から総合的に評価を行い、適正な保有量を実現します。
- ・公共建築物については、地区別の将来推計人口、市民アンケート調査の結果等を踏まえ、今後必要な施設機能を想定し、必要なサービス水準を確保しつつ施設の複合化・多機能化を図り、整備や運営等の施設に係る全てのコストの削減を推進します。

【削減目標】

- ・公共建築物については、老朽化した建築物の廃止・重複する機能の統廃合・施設の長寿命化・民間活力の導入、インフラ資産については、適切な維持管理を行い施設の長寿命化を推進することで、更新費用を 40 年間で 20%削減することを目指します。

【学校教育系施設の方針】

- ・児童・生徒が減少している学校については、地域の実情に応じて、通学区の見直しや学校の統廃合等について検討を進めます。
- ・学校施設は、耐震化がされていることから、地域防災・コミュニティ拠点施設など、地域の実情を考慮しながら、学校用途に限定しない有効活用を検討します。
- ・老朽化が進んでいる学校施設については、更新を基本として整備を行いますが、コストの平準化を図る必要がある場合は、施設の長寿命化も併せて検討します。

		<p>・給食センターは、今後の児童・生徒数の見込みや給食の提供方法を検討した上で、今後の施設整備を検討します。</p>
		<h2>2-2 学校施設の目指すべき姿</h2> <p>本計画では、個別施設計画を踏まえ、学校施設の目指すべき姿を次のとおり定めます。</p>
P21	<p>(3) 劣化状況の評価結果</p> <p>構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価結果は、以下に示すとおりです。</p> <p>なお、既に統合した江面第二小学校及び菖蒲南中学校、機能を廃止した菖蒲学校給食センター及び鷺宮第1・第2学校給食センターを構成する各棟に関しては、試算上の区分を「-」としたうえで、後述する維持・更新コストの試算の対象から外すものとしています。</p>	<p>(3) 劣化状況の評価結果</p> <p>構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価結果は、以下に示すとおりです。</p> <p>なお、既に近年中に他校への統合の方針が定められている江面第二小学校及び菖蒲南中学校、機能廃止を予定する菖蒲学校給食センター及び鷺宮第1・第2学校給食センターを構成する各棟に関しては、試算上の区分を「-」としたうえで、後述する維持・更新コストの試算の対象から外すものとしています。</p>
P25	<p>なお、統合した江面第二小学校と菖蒲南中学校、既に機能を廃止した菖蒲学校給食センター、鷺宮第1・第2学校給食センターを構成する各棟は、両試算の対象から除いています。</p> <p>(1) 今後の維持・更新コスト（従来型）</p> <p>統合した江面第二小学校及び菖蒲南中学校と機能を廃止している菖蒲給食センター、鷺宮第1・第2給食センターを除く、対象施設を全て維持し、築50年目に更新することを前提に、文部科学省の試算ソフトにより試算した場合、従来型の維持・更新コストは、今後40年間で約844億円、年平均約21.1億円と試算されます。</p>	<p>なお、近年中の統合が予定されている江面第二小学校と菖蒲南中学校、既に機能廃止の方針が決定している菖蒲学校給食センター、鷺宮第1・第2学校給食センターを構成する各棟は、両試算の対象から除いています。</p> <p>(1) 今後の維持・更新コスト（従来型）</p> <p>統合の方針が決定している江面第二小学校及び菖蒲南中学校と機能廃止の方針が決定している菖蒲給食センター、鷺宮第1・第2給食センターを除く、対象施設を全て維持し、築50年目に更新することを前提に、文部科学省の試算ソフトにより試算した場合、従来型の維持・更新コストは、今後40年間で約844億円、年平均約21.1億円と試算されます。</p>
P27	<p>(2) 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）</p> <p>統合した江面第二小学校及び菖蒲南中学校と機能を廃止している菖蒲給食センター、鷺宮第1・第2給食センターを除く、対象施設全てに対して長寿命化改修を実施し、使用年数を築80年まで延長することを前提に文部科学省の試算ソフトにより試算した場合、今後40年間の維持・更新コストは、総額で約782億円、1年あたり約20億円が必要になると試算されます。</p>	<p>(2) 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）</p> <p>統合の方針が決定している江面第二小学校及び菖蒲南中学校と機能廃止の方針が決定している菖蒲給食センター、鷺宮第1・第2給食センターを除く、対象施設全てに対して長寿命化改修を実施し、使用年数を築80年まで延長することを前提に文部科学省の試算ソフトにより試算した場合、今後40年間の維持・更新コストは、総額で約782億円、1年あたり約20億円が必要になると試算されます。</p>
P30	<p>上記の考えに基づき、個別施設計画では、計画期間内における対象施設の適正配置の方向性を下表のとおり定めるとともに、将来の児童生徒数の推移を踏まえつつ、必要に応じて小中学校の統合等に関する検討を進めていきます。</p>	<p>上記の考えに基づき、個別施設計画では、計画期間内における対象施設の適正配置の方向性を下表のとおり定めており、特に計画期間第1期（令和3（2021）年度～令和11（2029）年度）においては、江面第一小学校及び江面第二小学校の統廃合と菖蒲中学校及び菖蒲南中学校の統廃合を着実に推進するものとしています。</p> <p>あわせて、学校給食センターについては、令和3（2021）年度に「(新)学校給食センター」の供用を開始し、鷺宮第1・第2学校給食センター及び菖蒲学校給食センターを廃止します。</p> <p>また、他の小中学校に関しても、上記の考えに基づき、将来の児童生徒数の推移を踏まえつつ、必要に応じて統廃合に関する検討を進めていきます。</p>

表4-1 久喜市公共施設個別施設計画における学校施設の方向性 新旧対照表

【新】

【旧】

学校教育系施設

学校教育系施設

No.	施設名	将来更新	分類	長期計画		第1期計画 2021~2029	第2期計画 2030~2038	第3期計画 2039~2047	第4期計画 2048~2055
				方向性	取組内容				
1	久喜小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が15学級で「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（以下、基本方針）」において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				
2	太田小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が17学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				
3	江面第一小学校 (江面小学校)	□	機能 建物	集約化 維持	第1期中に江面第二小学校と統合し、「江面小学校」として再整備する。 ※R3.4.1に統合済み。	集約化			
4	江面第二小学校	□	機能 建物	集約化 譲渡	第1期中に江面第一小学校と統合し、機能を移転・集約する。 ※R3.4.1に統合済み。令和4年度に売却済み。	集約化 譲渡			
5	清久小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等を検討する。				
6	本町小学校	□	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が11学級で基本方針において小規模校に該当するが、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。ただし、近隣学校状況によっては、保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等も検討する。				
7	青葉小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等を検討する。				
8	青毛小学校	□	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が10学級で基本方針において小規模校に該当するが、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。ただし、近隣学校状況によっては、保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等も検討する。				
9	久喜東小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が12学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				
10	久喜北小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等を検討する。				
11	菖蒲小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等を検討する。				

「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に定めるところにより、平成29（2017）年5月に久喜市立小・中学校学区等審議会に対し、学校統合等の検討に関して諮問している学校については、第1期中に統合等を目指す。

また、令和8（2026）年度までに通常学級見込数が6学級となる学校については、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等を検討する。

◎久喜市内全域の小学校の目標数

現在：23校

第1期：20校

第2期：17校

第3期：14校

第4期：14校

※うち1校は、第1期より義務教育学校の新設についても検討

No.	施設名	将来更新	分類	長期計画		第1期計画 2021~2029					第2期 2030~2038		第3期 2039~2047	第4期 2048~2055
				方向性	取組内容	2021	2022	2023	2024	2025	後期	前期		
1	久喜小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が15学級で「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（以下、基本方針）」において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									
2	太田小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が17学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									
3	江面第一小学校	□	機能 建物	集約化 維持	第1期中に江面第二小学校と統合し、「江面小学校」として再整備する。	集約化								
4	江面第二小学校	□	機能 建物	移転 検討	第1期中に江面第一小学校と統合し、機能を移転する。	集約化 検討								
5	清久小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等を検討する。									
6	本町小学校	□	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が11学級で基本方針において小規模校に該当するが、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。ただし、近隣学校状況によっては、保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等も検討する。									
7	青葉小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等を検討する。									
8	青毛小学校	□	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が10学級で基本方針において小規模校に該当するが、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。ただし、近隣学校状況によっては、保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等も検討する。									
9	久喜東小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が12学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									
10	久喜北小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等を検討する。									
11	菖蒲小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等を検討する。									

「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に定めるところにより、平成29（2017）年5月に久喜市立小・中学校学区等審議会に対し、学校統合等の検討に関して諮問している学校については、第1期中に統合等を目指す。

また、令和8（2026）年度までに通常学級見込数が6学級となる学校については、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等を検討する。

◎久喜市内全域の小学校の目標数

現在：23校

第1期：20校

第2期：17校

第3期：14校

第4期：14校

※うち1校は、第1期より義務教育学校の新設についても検討

No.	施設名	将来更新	分類	長期計画		第1期計画 2021~2029	第2期計画 2030~2038	第3期計画 2039~2047	第4期計画 2048~2055
				方向性	取組内容				
12	小林小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和7年度の通常学級見込数が5学級のため、第1期中に 統合等 を検討し、近隣学校との統合を目指す。	検討			
13	三箇小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて 統合等 を検討する。				
14	栢間小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級であるが、児童数の減少や近隣学校の状況を踏まえ、第1期中に 統合等 を検討し、近隣学校との統合を目指す。	検討			
15	菖蒲東小学校	□	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が8学級で基本方針において小規模校に該当するが、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。ただし、近隣学校の状況によっては、保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて 統合等 も検討する。				
16	栗橋小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が17学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				
17	栗橋西小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて 統合等 を検討する。				
18	栗橋南小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が12学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				
19	鷺宮小学校	□	機能 建物	集約化 検討	第1期中に、上内小学校および鷺宮西中学校と 統合し、機能を移転・集約する。	集約化 検討			
20	桜田小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が20学級で基本方針において大規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				
21	上内小学校	□	機能 建物	集約化 検討	第1期中に、鷺宮小学校および鷺宮西中学校と 統合し、機能を移転・集約する。 ※R4.4.1から休校中。	集約化 検討			
22	砂原小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が13学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				
23	東鷺宮小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が17学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				

「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に定めるところにより、平成29（2017）年5月に久喜市立小・中学校学区等審議会に対し、学校**統合等**の検討に関して諮問している学校については、第1期中に**統合等**を目指す。

また、令和8（2026）年度までに通常学級見込数が6学級となる学校については、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて**統合等**を検討する。

◎久喜市内全域の小学校の目標数

現在：23校
第1期：20校
第2期：17校
第3期：14校
第4期：14校

※うち1校は、第1期より義務教育学校の新設についても検討

No.	施設名	将来更新	分類	長期計画		第1期計画 2021~2029					第2期 2030~2038		第3期 2039~2047	第4期 2048~2055
				方向性	取組内容	2021	2022	2023	2024	2025	後期	前期	後期	
12	小林小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和7年度の通常学級見込数が5学級のため、第1期中に 統合等 を検討し、近隣学校との統合を目指す。	検討								
13	三箇小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて 統合等 を検討する。									
14	栢間小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級であるが、児童数の減少や近隣学校の状況を踏まえ、第1期中に 統合等 を検討し、近隣学校との統合を目指す。	検討								
15	菖蒲東小学校	□	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が8学級で基本方針において小規模校に該当するが、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。ただし、近隣学校の状況によっては、保護者等への意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて 統合等 も検討する。									
16	栗橋小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が17学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									
17	栗橋西小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて 統合等 を検討する。									
18	栗橋南小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が12学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									
19	鷺宮小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が12学級で適正規模校に該当するが、施設の老朽化や近隣学校の状況を踏まえ、第1期中に 統合等 を検討し、近隣学校との統合を目指す。統合にあたっては、義務教育学校の新設についても検討する。	検討								
20	桜田小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が20学級で基本方針において大規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									
21	上内小学校	□	機能 建物	検討 検討	令和4年度の通常学級見込数が4学級のため、第1期中に 統合等 を検討し、近隣学校との統合を目指す。統合にあたっては、義務教育学校の新設についても検討する。	検討								
22	砂原小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が13学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									
23	東鷺宮小学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が17学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									

「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に定めるところにより、平成29（2017）年5月に久喜市立小・中学校学区等審議会に対し、学校**統合等**の検討に関して諮問している学校については、第1期中に**統合等**を目指す。

また、令和8（2026）年度までに通常学級見込数が6学級となる学校については、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて**統合等**を検討する。

◎久喜市内全域の小学校の目標数

現在：23校
第1期：20校
第2期：17校
第3期：14校
第4期：14校

※うち1校は、第1期より義務教育学校の新設についても検討

【新】

【旧】

No.	施設名	将来更新	分類	長期計画		第1期計画 2021~2029	第2期計画 2030~2038	第3期計画 2039~2047	第4期計画 2048~2055
				方向性	取組内容				
24	久喜中学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が13学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				
25	久喜南中学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等を検討する。				
26	久喜東中学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が9学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				
27	太東中学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が12学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				
28	菖蒲中学校	○	機能 建物	集約化 維持	第1期中に菖蒲南中学校と統合し、統合による新たな中学校として再整備する。 ※R4.4.1に統合済み。	集約化			
29	菖蒲南中学校	□	機能 建物	集約化 譲渡	第1期中に菖蒲中学校と統合し、機能を移転・集約する。 ※R4.4.1に統合済み。	集約化 譲渡			
30	栗橋東中学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が12学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				
31	栗橋西中学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等を検討する。				
32	鶯宮中学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が10学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				
33	鶯宮東中学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が16学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。				
34	鶯宮西中学校	□	機能 建物	集約化 転用	第1期中に鶯宮小学校および上内小学校と統合し、「義務教育学校」として再整備する。	集約化 転用			
6/15	(仮称) 鶯宮義務教育学校	—	機能 建物	維持 維持	第1期中に鶯宮小学校、上内小学校、鶯宮西中学校を統合し「義務教育学校」として、現鶯宮西中学校を転用して整備する。	鶯宮西中学校を転用			

「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に定めるところにより、令和8（2026）年度までに通常学級見込数が6学級となる学校については、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統合等を検討する。

◎久喜市内全域の中学校の目標数

現在：11校

第1期：9校

第2期：8校

第3期：7校

第4期：7校

No.	施設名	将来更新	分類	長期計画		第1期計画 2021~2029					第2期 2030~2038		第3期 2039~2047	第4期 2048~2055
				方向性	取組内容	2021	2022	2023	2024	2025	後期	前期		
24	久喜中学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が13学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									
25	久喜南中学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統廃合等を検討する。									
26	久喜東中学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が9学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									
27	太東中学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が12学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									
28	菖蒲中学校	○	機能 建物	集約化 維持	第1期中に菖蒲南中学校と統合し、統合による新たな中学校として再整備する。					集約化				
29	菖蒲南中学校	□	機能 建物	移転 検討	第1期中に菖蒲中学校と統合し、機能を移転する。					検討	集約化			
30	栗橋東中学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が12学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									
31	栗橋西中学校	□	機能 建物	検討 検討	令和8年度の通常学級見込数が6学級のため、基本方針に基づき、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統廃合等を検討する。									
32	鶯宮中学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が10学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									
33	鶯宮東中学校	○	機能 建物	維持 維持	令和8年度の通常学級見込数が16学級で基本方針において適正規模校に該当するため、機能を維持し、必要に応じて施設を更新する。									
34	鶯宮西中学校	□	機能 建物	検討 維持	現在の通常学級数が6学級であるが、保護者等への意向調査や近隣学校の状況を踏まえ、第1期中に統廃合等を検討し、近隣学校との統合を目指す。統合にあたっては、統合による新校の位置として、義務教育学校の新設についても検討する。					検討				

「久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に定めるところにより、令和8（2026）年度までに通常学級見込数が6学級となる学校については、保護者等に意向調査を実施のうえ、その結果を踏まえて統廃合等を検討する。

◎久喜市内全域の中学校の目標数

現在：11校

第1期：9校

第2期：8校

第3期：7校

第4期：7校

【新】

No.	施設名	将来更新	分類	長期計画		第1期計画 2021~2029	第2期計画 2030~2038	第3期計画 2039~2047	第4期計画 2048~2055
				方向性	取組内容				
35	菖蒲学校給食センター	×	機能 建物	集約化 検討	第1期中に新学校給食センターへ機能を移転・集約し、機能を廃止する。建物及び跡地の活用方策を検討する。 ※令和3年7月に機能を廃止済み。	集約化			
						建物及び跡地活用方策の検討・検討結果に基づき対応			
36	鷺宮第1・2学校給食センター	×	機能 建物	集約化 除却	第1期中に新学校給食センターへ機能を移転・集約し、機能を廃止、建物は除却する。 ※令和4年度に除却済み。	集約化			
						除却			
新6	(新) 学校給食センター	—	機能 建物	維持 新築	既存の学校給食センター機能等を集約し、市内全小・中学校の学校給食を提供する施設として新規整備する。 ※令和3年8月から稼働済み。	新築			

【旧】

No.	施設名	将来更新	分類	長期計画		第1期計画 2021~2029					第2期 2030~2038		第3期 2039~2047	第4期 2048~2055
				方向性	取組内容	2021	2022	2023	2024	2025	後期	前期		
35	菖蒲学校給食センター	×	機能 建物	集約化 検討	第1期中に新学校給食センターへ機能を移転・集約し、機能を廃止する。建物及び跡地の活用方策を検討する。	集約化								
						建物及び跡地活用方策の検討・検討結果に基づき対応								
36	鷺宮第1・2学校給食センター	×	機能 建物	集約化 除却	第1期中に新学校給食センターへ機能を移転・集約し、機能を廃止、建物は除却する。	集約化								
						除却								
新6	(新) 学校給食センター	—	機能 建物	維持 新築	既存の学校給食センター機能等を集約し、市内全小・中学校の学校給食を提供する施設として新規整備する。	新築								

表6-1 計画期間における長寿命化の実施計画 新旧対照表

【新】

行政系施設

No.	施設名称（棟名称）	建築年	第1期の方向性	上段：建築からの経過年 中段：対策内容 下段：対策費用（千円）								
				R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
3	江面第一小学校（江面小学校）	1977	集約化・維持	44 長寿命化改修 119,570	45	46	47	48	49	50	51	52
4	江面第二小学校	1978	譲渡	45	46 譲渡	47	48	49	50	51	52	53
16	栗橋小学校	1984	維持	37	38 長寿命化改修 261,195	39 長寿命化改修 146,773	40 長寿命化改修 105,000	41	42	43	44	45
20	桜田小学校	1971	維持	50	51	52	53 長寿命化改修 320,000	54 長寿命化改修 175,000	55	56	57	58
27	太東中学校	1985	維持	36 長寿命化改修 141,097	37	38	39	40	41	42	43	44
28	菖蒲中学校	1983	集約化・維持	38 長寿命化改修 253,649	39	40	41	42	43	44	45	46
29	菖蒲南中学校	1972	譲渡	51	52	53	54 譲渡	55	56	57	58	59
31	栗橋西中学校	1976	維持	45	46	47	48 長寿命化改修 320,000	49 長寿命化改修 175,000	50	51	52	53
33	鷺宮東中学校	1982	維持	39	40 長寿命化改修 316,602	41 長寿命化改修 171,749	42	43	44	45	46	47
新6	（仮称）鷺宮義務教育学校	2025	新築				新築 2,000,000		1	2	3	4
-	上記10校を除く小中学校計 25校	-	検討	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				統合等の状況を踏まえて随時検討（下記に示す金額を年間事業費の目安とする）								
								624,644	624,644	624,644	624,644	624,644
35-1	菖蒲学校給食センター	2005	集約化・検討	16	17	18	19	20	21	22	23	24
				機能移転後の建物及び跡地活用方策の検討・検討結果に基づき対応								
36-1	鷺宮第1・2学校給食センター（鷺宮第1学校給食センター）	1974	集約化・除却	47	48 除却 34,671	49	50	51	52	53	54	55
36-2	鷺宮第1・2学校給食センター（鷺宮第2学校給食センター）	1983	集約化・除却	38	39 除却 43,594	40	41	42	43	44	45	46
新6	（新）学校給食センター	2021	新築		1	2	3	4	5	6	7	8
				新築 645,058								

【旧】

No.	施設名称（棟名称）	建築年	第1期の方向性	上段：建築からの経過年 中段：対策内容 下段：対策費用（千円）								
				R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
3	江面第一小学校	1977	集約化・維持	44 長寿命化改修 133,848	45	46	47	48	49	50	51	52

27	太東中学校	1985	維持	36 長寿命化改修 145,000	37	38	39	40	41	42	43	44
28	菖蒲中学校	1983	集約化・維持	38 長寿命化改修 302,511	39	40	41	42	43	44	45	46

-	上記3校を除く小中学校計 31校	-	検討	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				統廃合等の状況を踏まえて随時検討（下記に示す金額を年間事業費の目安とする）								
									624,644	624,644	624,644	624,644
35-1	菖蒲学校給食センター	2005	集約化・検討	16	17	18	19	20	21	22	23	24
				機能移転後の建物及び跡地活用方策の検討・検討結果に基づき対応								
36-1	鷺宮第1・2学校給食センター（鷺宮第1学校給食センター）	1974	集約化・除却	47	48 除却 20,400	49	50	51	52	53	54	55
36-2	鷺宮第1・2学校給食センター（鷺宮第2学校給食センター）	1983	集約化・除却	38	39 除却 37,600	40	41	42	43	44	45	46
新6	（新）学校給食センター	2021	新築		1	2	3	4	5	6	7	8
				新築 674,589								

久喜市いじめの防止のための基本的な方針の改訂に伴う新旧対照表

修正等箇所	改訂後の方針（新）	現行方針（旧）
P.1 はじめに ●内容の一部追記	<p>昨今、いじめ問題は社会全体の喫緊の課題となっている。本市においても、重大事態となる事案が発生していることを鑑み、いじめの積極的な認知、早期発見早期対応、継続的な見守り等の基本的な取組を一層徹底し、全ての子どもたちにとって安全安心な学びの環境を整備することが不可欠である。</p>	
P.3 第2 1（3）ア（イ） ●内容の一部修正	<p>（イ）いじめ問題に対する小・中学校教育相談体制の充実</p> <p>① 児童生徒や保護者への教育相談体制の充実を図るため、 小・中学校教育相談員の適正な配置を行う。</p> <p>② 小・中学校教育相談員の活用を図り、いじめの背景にある家庭環境等の問題について、関係機関との連携や教育相談などを実施し、問題解決に向けた支援を行う。</p>	<p>（イ）いじめ問題に対する小・中学校教育相談員等の活動の充実</p> <p>① 児童生徒や保護者への教育相談体制の充実を図る。</p> <p>② 小・中学校教育相談員の活用を図り、いじめの背景にある家庭環境等の問題について、関係機関との連携や家庭訪問などを実施し、問題解決に向けた支援を行う。</p>
P.3 第2 1（3）ア（ウ） ●内容の一部修正	<p>（ウ）いじめの未然防止のための道徳教育の充実</p> <p>久喜市版道徳教育リーフレットを活用した、いじめの未然防止も含めた道徳教育の充実や授業改善を推進する。</p>	<p>（ウ）いじめの未然防止のための道徳教育の充実</p> <p>久喜市道徳教育研究部会において、いじめの未然防止も含めた道徳教育についての研究を推進する。</p>
P.4 第2 1（3）ア（オ） ●内容の一部修正	<p>（オ）児童生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動の支援</p> <p>児童生徒によるいじめ防止等に係る自発的な活動や主体的な活動の事例を収集し、各学校に情報提供を行う。</p>	<p>（オ）児童生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動の支援</p> <p>児童生徒によるいじめ防止活動の成果を各学校に紹介し、情報提供を行う。</p>

<p>P.4 第2 1 (3) ア (カ) ●内容の一部修正 追記</p>	<p>(カ) ネットいじめへの対応の推進 ① 「久喜市版3つのスマホルール」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。 ② 各校で発生したSNSトラブルについて調査・分析を行い、再発防止のため、ネットリテラシーを育む指導資料を提供する。</p>	<p>(カ) ネットいじめへの対応の推進 「子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う久喜市のルール」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。</p>
<p>P.4 第2 1 (3) ア (キ) ●内容の追記</p>	<p>(キ) 各学校のいじめの状況把握を支援するシステムの構築 子どもの微細なSOSを早期に発見し、個に応じた適切な指導・支援に生かすとともに、効率的に情報共有し、早期にチームで対応できるようにするため、いじめのアンケートを含む各種調査の結果等を分析・表示するシステムを構築する。</p>	
<p>P.4 第2 1 (3) ア (ク) ●内容の追記</p>	<p>(ク) 深刻ないじめ事案解決のための支援 学校が抱える深刻ないじめ問題の解決に向けて、学校からの要請を受け、必要に応じ教育委員会指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理専門員等を派遣し、学校を支援する。</p>	
<p>P.4 第2 1 (3) イ ●内容の統合</p>	<p>イ 相談体制の充実 (ア) 保護者・児童生徒向けの相談窓口の開設及び周知 (イ) 小・中学校教育相談員の対応力の向上を図るための研修の充実</p>	<p>イ 相談体制の充実 (ア) 児童生徒を対象とする電話等による相談の充実 (イ) 小・中学校教育相談員の対応力の向上を図るための研修の充実 (ウ) 保護者・生徒向けの相談窓口一覧の継続的な作成・配布</p>

<p>P. 4 第2 1 (3) ウ (ア) ●内容の一部修正</p>	<p>ウ 家庭・地域・関係機関との連携の充実 (ア) 関係機関等との更なる連携の推進 ① 久喜市生徒指導推進委員会や青少年問題協議会等を通して、各主体が保有する情報を共有する。 ② 教育委員会、校長会、PTA 連合会が連携し作成した「久喜市版3つのスマホルール」を、学校、児童生徒、家庭へ周知する。</p>	<p>ウ 家庭・地域・関係機関との連携の充実 (ア) 関係機関等との更なる連携の推進 ① 久喜市生徒指導推進委員会や青少年問題協議会等の活動を通して、学校や地域が持つ情報を互いに共有する。 ② 教育委員会、校長会、PTA 連合会が連携し、「子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う久喜市のルール」を、学校、児童生徒、家庭へ周知する。</p>
<p>P. 4 第2 1 (3) エ ●内容の一部削除</p>	<p>エ いじめを許さない気運の醸成 (ア) 「埼玉県いじめ撲滅強化月間（11月）」の期間における市の取組 「生徒指導くき特別号」を発行し、いじめ撲滅についての呼び掛け及び相談窓口の広報を行う。</p>	<p>エ いじめを許さない気運の醸成 (ア) 「埼玉県いじめ撲滅強化月間（11月）」の期間における市の取組 「生徒指導くき特別号」を発行し、第2回中学生サミット（平成25年8月開催）での共同宣言を周知するとともに、いじめ撲滅についての呼び掛け及び相談窓口の広報を行う。</p>
<p>P. 6 第2 2 (2) 後半 ●内容の修正</p>	<p>学校は、この組織が行う個々の問題に係る背景分析や指導支援にあたり、必要に応じ教育委員会指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理専門員等に支援を依頼し、いじめ問題等の早期対応・早期解決のため組織に加える。</p>	<p>また、学校は必要に応じ教育委員会指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に依頼し、個々の問題に係る背景分析等を行い、情報を共有して支援計画を策定した上、各機関等が役割に基づいて専門的な支援を行い、いじめ問題等の早期対応、早期解決を図ることとする。</p>
<p>P. 6 第2 2 (3) ア前段 ●内容の一部修正</p>	<p>学校は、教育委員会と連携しながら、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対応等に当たる。</p>	<p>教育委員会及び学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対応等に当たる。</p>

<p>P. 6 第2 2 (3) ア ●内容の整理</p>	<p>ア いじめの未然防止 <u>(ア) 発達指示的生徒指導</u> <u>いじめ防止に取り組む基本姿勢は、児童の権利擁護の視点をもとに、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することにある。児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けることができるようにするとともに、児童生徒一人ひとりの自己指導能力や問題解決能力を高めることができような働きかけを、全ての教育活動を通じて行う。</u> ① <u>「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学級づくり</u> ② <u>児童生徒の間で人間関係が固定されることのない、対等で自由な人間関係構築の支援</u> ③ <u>「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感や自己指導能力の醸成</u> ④ <u>「困った、助けて」と言える適切な援助希求が実現する教育環境の整備</u> ⑤ <u>「主体的・対話的で深い学び」による、児童生徒の問題解決能力の育成</u> <u>(イ) 課題未然防止教育</u> <u>いじめの未然防止教育において、全ての児童生徒に「いじめをしない」態度や力を育成することは大変重要である。各教科での学習、道徳や特別活動、外見学習など、日常の様々な教育活動を通じて、継続的な働きかけを行う。</u></p>	<p>ア いじめの防止 <u>いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。</u> <u>未然防止の基本として、児童生徒の心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行う。</u> <u>また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。</u> <u>更に、教職員の言動が、児童生徒を傷ついたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</u> <u>(ア) 教職員の言動・姿勢</u> <u>「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教職員一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。</u> <u>また、いじめられている児童生徒の立場で指導・支援を行うためには、</u> ① <u>児童生徒の悩みを親身になって受け止め、児童生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて把握し見逃さない。</u> ② <u>自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しようという危機意識を持って当たる。</u></p>
---	--	--

<p>① <u>いじめめる側の心理状態を考えさせ、自己理解や他者理解を促進すること</u></p> <p>② <u>いじめの構造（被害者・加害者・観衆・傍観者）から考えさせ、学級・学校全体にいじめを許容しない雰囲気をつくらせること</u></p> <p>③ <u>いじめを法的な視点から考えさせ、いじめは人権侵害行為であり犯罪行為にもなるという共通認識をもたせると</u></p>	<p>③ <u>いじめられている児童生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する。</u></p> <p>④ <u>教職員は、日常の教育活動を通して常に児童生徒との信頼関係の醸成に努める。</u> <u>ことを念頭に置いて対応に当たる。</u></p> <p><u>(イ) 学級づくり</u> 児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとて重要であることから、</p> <p>① <u>児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童生徒の気持ちを共感的に受け止める。</u>（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」） ・ <u>居場所をつくる。</u> ・ <u>見守る。</u>（「いつもどこかで先生は見守っている。」） ・ <u>基準を示す。</u>（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」） <p>② <u>意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>分かる楽しさを与える。</u>（「分かった。」と思えたと き、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。） ・ <u>自分のよさや自分との違いのよさを認める。</u>（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
--	--

<p>③ <u>児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。</u></p>	<p><u>などのポイントを押さえた学級づくりに学校をあげて取り組む。</u></p> <p><u>(ウ) 学習指導</u></p> <p><u>学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。</u></p> <p><u>逆に、児童生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つげたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。</u></p> <p><u>つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。</u></p>

<p>P. 6～7 第2 2 (3) イ ●内容の整理</p>	<p>イ 早期発見 (課題早期発見対応)</p> <p>(ア) いじめに気付くための組織的な取組</p> <p>いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われたりすることが多い。また、外から見えにくくコミュニケーションを使った心理的ないじめも多く、同じ学級に加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする点も特徴である。それらの点を教職員は認識し、被害を訴える児童生徒の SOS を機敏に捉えるための方策を講じる。</p> <p>① 児童生徒の表情や、学級の雰囲気の変化や違和感等として表れるいじめの兆候を見逃さず、いじめではないかとの疑いを持って対応に当たること</p> <p>② 定期的なアンケート調査により、児童生徒の様子をつかむこと</p> <p>③ 教育相談等の実施による、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい環境を整備すること</p> <p>(イ) いじめの疑いがある場合の初動</p> <p>法に基づき、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には速やかに、学校がいじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応にならなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込</p>	<p>イ 早期発見</p> <p>いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。</p> <p>このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。</p> <p>また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。</p> <p>また、例えば好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができただけの場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校におけ</p>
---	---	---

<p>る維持の防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。</p>	<p>み、速やかに組織に報告を行わないことは、これに違反するだけでなく、事態の深刻化を招くことにつながる。</p> <p>学校いじめ対策組織がいじめの可能性を掴んだら、速やかに組織でいじめの事実の有無を確認する。いじめの認知については、判断の際には被害児童生徒が感じる被害性に着目し、たとえけんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧な調査の上いじめにあたるか否かを判断する必要がある。組織で該当行為をいじめと認知した場合、速やかに市教育委員会に報告する。また、いじめに係る情報を適切に記録・保存を行う。</p>

P. 7～8	<p>ウ いじめに関する措置</p> <p>組織としていじめを認知したら、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで、速やかに組織としての対応を適正に進めていく。</p> <p>(ア) いじめられている児童生徒の理解と、傷ついた心のケア</p> <p>いじめを把握したら、まず何よりも被害者保護を最優先に対応をしなければならぬ。不登校や自他を傷つける等の二次的な問題の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心情を理解し、一縷に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。</p> <p>(イ) 被害者のニーズの確認</p> <p>安全な居場所の確保、加害児童生徒や学級全体の指導に関する具体的支援策を提示し、本人や保護者に選択させながらいじめ問題解決のための対応支援の方向を決定する。</p> <p>ただし、被害者・被害者保護者の要求に対する対処のみに注力するのではなく、加害者と被害者の関係修復を視点に置きながら対応支援にあたる。</p> <p>(ウ) いじめ加害者と被害者の関係修復</p> <p>被害者保護者はもちろん、加害者保護者にも適切な情報提供による、いじめ問題解決に向けた協力の要請が必要となる。加害児童生徒に対しては、行ったことを振り返らせ、いじめは絶対にいけないことであることを理解させた後、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。</p>	<p>ウ いじめに対する措置</p> <p>法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じるもの及び保護者は、児童生徒等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には速やかに、学校がいじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならぬ。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校がいじめ対策組織に報告を行わないことは、同校の規定に違反し得る。</p> <p>また、各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。</p> <p>学校がいじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。</p> <p>これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで、次の点に留意して取り組む。</p> <p>(ア) いじめている児童生徒への指導</p> <p>いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されな</p>
--------	---	---

	<p>対応に当たり、いじめ行為を認められないという毅然とした態度やいじめをやめさせることが重要であるが、加害者の成長支援という視点に立ち、いじめの児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスを受け止めるように心がけることも重要である。加害者側の児童生徒へのアセスメントや指導・援助が再発防止につながることを認識し、非のみに責めるのではなく、行為の背景も踏まえ継続的なケアを実施する。</p> <p>また、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたと判断した場合でも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。場合によっては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処を行う場合もある。ただ、この場合であっても、組織によるいじめの認知や情報共有を必要とする。</p> <p>いじめ加害者と被害者の関係修復のための謝罪は大切だが、場の設定に際しては慎重な対応が求められる。単に謝罪することとが全ての解決ではないため、被害者側が謝罪を望んでいるか、加害者⑥側に自発的な謝罪の意思があるかを丁寧に聞き、必要に応じて行う必要がある。</p> <p>(エ) 被害者・加害者を取り巻く学級や学校での指導</p> <p>いじめは被害・加害の二者関係だけで生じるものではない。観衆として囃し立てる者や、周辺で暗黙の了解を与える傍観者の存在がある。いじめの対応を組織で検討する際に、観衆や傍観者の存在を考慮しながら、加害者と同様に指導を行う必要が</p>	<p>いことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。</p> <p>(イ) いじめられている児童生徒への支援</p> <p>「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。</p> <p>(ウ) 周りではやし立てる児童生徒への対応</p> <p>はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、いじめられている児童生徒の気持ちになって考えさせ、いじめている児童生徒と同様の立場にあることに気付かせる。</p> <p>(エ) 見て見ぬふりをする児童生徒への対応</p> <p>いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気をもたせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。</p> <p>(オ) 学級全体への対応</p> <p>次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。</p> <p>① 話し合いなどを通して、いじめを考える。</p> <p>② 見て見ぬふりをしないよう指導する。</p> <p>③ 自らの意志によって、正しい行動がとれるように指導する。</p>
--	--	--

	<p>④ <u>いじめは許さないと断固たる教師の姿勢を示す。</u></p> <p>⑤ <u>道徳教育の充実を図る。</u></p> <p>⑥ <u>特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。</u></p> <p>⑦ <u>行事等を通して、学級の連帯感を育てる。</u></p> <p><u>(カ) 保護者等への報告</u></p> <p><u>いじめの事実、状況、指導経過、今後の指導方針や方向性などを関係の保護者へ連絡をする。特に、被害者の保護者は、今どのような状況になっているか不安であるので現時点での状況を、学校はこまめに連絡する。また、加害者となった保護者に対しても指導経過などを連絡し、協力を得られるようにする。</u></p> <p><u>連絡不足は、保護者から学校への不信感となったり、保護者同士の不信感となったりするので、提供できる情報を十分精査しながらも、きめ細かく連絡をする。</u></p>
	<p><u>ある。指導の具体については被害児童生徒本人や保護者の二一 ズに合わせながら、自己の行為を振り返らせ、いじめ行為を許 さない、繰り返さない風土を醸成する。</u></p>

<p>P. 9 第 2 2 (3) 才 ● 内容の追記</p>	<p><u>才 関係機関等との連携</u></p> <p><u>いじめを受けた側・いじめた側の児童生徒・保護者に対する支援、指導、助言等は、関係者の連携のもと、適切に行われるように努めなければならない。いじめに関する事象の発生を把握した際は、迅速に対応し、必要に応じて関係機関等と連携して対応に当たると、日常的な相談や情報共有による関係づくり・体制づくりを進める。</u></p> <p><u>(ア) 所轄警察署との連携について</u></p> <p><u>事案によりいじめが犯罪行為として扱われるべきものは直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め、児童生徒の命や安全を最優先に対応する。このような場合は、必要に応じスクールサポーター制度の活用も検討する。活用に当たっては、学校と教育委員会とで相談・検討し対応に当たる。</u></p> <p><u>また、学校・警察間で、日常的な連絡窓口となる担当職員を決めて情報共有を図ったり、学校警察連絡協議会による警察と連携した対応が早期可能となるよう相談・通報の促進を図ったりすることで、日常的な情報共有体制の構築・連携強化を進める。</u></p> <p><u>(イ) 福祉機関との連携について</u></p> <p><u>いじめの背景には、家に居場所がない不安感や、不安定な生活環境、しつけができないなどの養育困難さ、虐待等、家庭に原因がある場合もある。そういった状況に対応するため、家庭の養育に関する指導・助言や児童生徒の生活・環境の状況把握</u></p>
---	--

	<p>を行う必要がある。児童相談所や市福祉関係課、民生委員、児童委員等と連携を図りながら状況の改善を図る。</p> <p><u>(ウ) 医療機関との連携について</u></p> <p>いじめ被害を受けた児童生徒は、いじめの行為が止んだ後も不安な気持ちが残り、不登校や別の問題行動につながる場合もある。指導支援やその後の見守りに関し、必要に応じて学校医や医療機関と連携して適切な指導を受け、精神の安定と改善に向けた対応を行う。</p> <p><u>(エ) 保護者・地域の人々との連携</u></p> <p>いじめの未然防止はもちろんのこと、いじめの早期発見や解消、そして再発防止には、保護者の理解や協力、地域の方々の連携、協働が不可欠となる。学校は、日頃よりいじめへの基本的な対応について、家庭・地域に周知するとともに、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。地域ぐるみでいじめの未然防止や児童生徒の健全な育成に向けた取組を進める。</p>	
--	--	--

<p>P.10 第2 3 (1) ウ ●内容の追記</p>	<p>ウ 重大事態が発生した場合、当該学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。 また、当該学校は、<u>市長への発生報告を行った後、教育委員会等を通じて文部科学省に対して、事案発生について報告する。</u></p>	<p>③ 重大事態が発生した場合、当該学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。</p>
<p>P.10 第2 3 (1) エ ●内容の追記</p>	<p>エ 当該学校は、法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。) また、<u>当該学校は、調査開始が決定した時点で、教育委員会等を通じて文部科学省に対して、調査開始について報告する。</u></p>	<p>④ 当該学校は、法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)</p>
<p>P.10 第2 3 (1) ク ●内容の追記</p>	<p>ク 上記エの調査結果は、学校は教育委員会を通じて市長へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。 また、<u>当該学校は、市長へ重大事態調査報告書を提出後、教育委員会等を通じて文部科学省に対して、報告書の写しを提出する。</u></p>	<p>⑧ 上記④の調査結果は、学校は教育委員会を通じて市長へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。</p>

<p>P. 10 第2 3 (1) シ ●内容の追記</p>	<p>シ 上記^ウの調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告する。 また、当該学校は、<u>教育委員会等を通じて文部科学省に対し</u> <u>て、再調査の開始報告を行い、再調査終了後に再調査報告書の</u> <u>提出を行う。</u></p>	<p>⑫ 上記⑩の調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告する。</p>
<p>P. 11 第2 3 (2) ア (イ) ●内容の追記</p>	<p>(イ) 重大事態の報告 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ、 事態発生について報告する。 また、当該学校は、<u>市長への発生報告を行った後、教育委員会</u> <u>等を通じて文部科学省に対して、事態発生について報告する。</u></p>	<p>(イ) 重大事態の報告 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ、 事態発生について報告する。</p>

<p>P. 11～12</p> <p>第2</p> <p>3 (2) ア (ウ)</p> <p>●内容の追記</p>	<p>(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について</p> <p>法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生に資するために行うものである。</p> <p>学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。</p> <p>学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。</p> <p>また、当該学校は、<u>調査開始が決定した時点で、教育委員会等を通じて文部科学省に対して、調査開始について報告する。</u></p>	<p>(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について</p> <p>法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生に資するために行うものである。</p> <p>学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。</p> <p>学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。</p>
<p>P. 13</p> <p>第2</p> <p>3 (2) ア (キ)</p> <p>●内容の一部削除</p>	<p>(キ) その他留意事項</p> <p>重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。</p>	<p>(キ) その他留意事項</p> <p>重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、<u>予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。</u></p>

<p>P. 14 第 2 3 (2) イ (イ) ●内容の追記</p>	<p>(イ) 調査結果の報告 調査結果については、市長に報告する。 上記 (ア) の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。 また、当該学校は、<u>市長へ重大事態調査報告書を提出後、教育委員会等を通じて文部科学省に対して、報告書の写しを提出する。</u></p>	<p>(イ) 調査結果の報告 調査結果については、市長に報告する。 上記 (ア) の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。</p>
<p>P. 14 第 2 3 (3) ア ●内容の追記</p>	<p>ア 再調査 法第 30 条第 2 項の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。 この再調査は、市長が設置した再調査委員会が行う。 再調査についても、教育委員会又はその学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。 また、当該学校は、<u>教育委員会等を通じて文部科学省に対して、再調査の開始報告を行い、再調査終了後に再調査報告書の提出を行う。</u></p>	<p>ア 再調査 法第 30 条第 2 項の規定による報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。 この再調査は、市長が設置した再調査委員会が行う。 再調査についても、教育委員会又はその学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。</p>